

「博物館展示計画策定業務委託」仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名称

博物館展示計画策定業務委託

(2) 業務の目的

施設内の設備の更新および展示内容の更新を目的としたリニューアルを検討してきた松戸市立博物館は、その一環としてこどもミュージアムを新設し、また総合展示室・主題展示室を改修する。本業務は、令和10年度を予定している上記のリニューアルオープンに向けた展示計画策定業務委託を行うものとする。

(3) 業務概要

① 施設名称	松戸市立博物館
② 場所	千葉県松戸市千駄堀 671
③ 延床面積	約 5,446.73 m ²
④ 対象予定面積	こどもミュージアム 約 636.44 m ² ※ 総合展示室 約 829.44 m ² 主題展示室 約 215.09 m ²

※面積は、現エントランスホール、喫茶コーナー、実習室、プレイルーム、閲覧コーナー、ビデオコーナーの集計値

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(5) 業務内容

① こどもミュージアム

- ア 実施方針の検討・作成
- イ 展示及び体験内容、演出方法の検討・作成
- ウ 展示意匠図（平面図・立面図）の検討・作成
- エ 展示構成リストの作成

② 総合展示室・主題展示室

- ア 現状の課題の整理
- イ 基本的な考え方、リニューアルコンセプトの検討
- ウ 展示リニューアル計画（骨子）の検討

③ 上記両展示室

- ア 上位計画の確認及び与条件の整理
- イ 展示イメージスケッチの作成
- ウ 概算展示製作費の算出
- エ 展示製作工程計画の検討
- オ 松戸市立博物館展示リニューアル懇談会の運営支援

2 成果品

(1) 成果品と提出部数等

ア	こどもミュージアム展示意匠図（平面図・立面図）	2部
イ	こどもミュージアム・総合展示室・主題展示室 リニューアル計画書	2部
ウ	展示製作費概算書	2部
エ	展示製作工程表	2部
オ	展示イメージスケッチ	1式
カ	上記電子データ	1式

※上記ア～カの複数の成果図書を合わせて作成する場合は発注者と事前に協議すること。

(2) 権利の帰属と著作権

- ① 成果品にかかる内容すべての著作権は、発注者に帰属する。
- ② 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフト等を使用するときには、あらかじめ発注者と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこと。これらの手続きを経ずに問題が生じても発注者は一切の責任を負わず、費用の負担も行わない。
- ③ 本業務における成果品の著作権の取扱いは、以下に定めるところによる。
 - ア 受託者は著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する全ての著作権（著作

権法第27条及び第28条の権利を含む)を発注者に無償で譲渡するものとする。

イ 成果品について、発注者が修正、二次利用を行う場合がある。本業務により新規に発生した著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は全て発注者に帰属するが、二次利用を行う際には事前に受託者へ確認を行うこととする。

④ 受託者は、成果品に関する著作権者人格権の行使を行わないものとする。

3 その他

- ・ 受託者は本業務を行うにあたり、市担当者と連絡を取り、業務実施内容等について適宜、打合せ、協議を行うこと。
- ・ 受託者は、本業務に係る契約締結後、速やかに業務工程表を提出すること。
- ・ 受託者が本業務を進めるにあたり、必要な資料は市より貸与する。ただし、貸与する資料については、取扱いに十分注意するとともに、破損・紛失等の重大な過失が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- ・ 受託者は本業務を進めるにあたり、市の指定する外部有識者の意見を仰ぎながら計画を策定すること。
- ・ 受託者は、本市から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は担当者に速やかに連絡し、その指示に従うものとする。

